

# 認定検査対策講座 使用教材

昨年の検査を含めた  
ほぼ「全ての論点」を掲載!

「請求の主旨」「訴訟物」「請求原因事実」等  
重要な点をコンパクトに理解!

## 簡裁訴訟代理等能力認定検査対策講座

### 認定検査対策講座

簡裁訴訟代理等能力認定検査の概要と事例	P1~P23
民事訴訟の復習	P14~P26
売買契約に基づく売買代金支払請求権（原告側主張）及び代理	P27~P35
消費貸借契約に基づく資金返還請求権（原告側主張）及び代理	P36~P45
履行選択に基づく損害賠償請求権（原告側時効主張）及び債務請求	P46~P57
利息契約に基づく利息請求権（原告側時効主張）及び行為	P58~P73
保証契約に基づく保証債務履行請求権（原告側主張）	P74~P79
譲り受け契約に基づく譲り受け請求権（原告側主張）	P80~P84
不法行為に基づく損害賠償請求権（原告側主張）	P85~P87
否認と抗弁（被告側主張）、無効代理・表見代理	P88~P106
賃貸借契約の終了に基づく引渡し請求権（原告側主張）	P109~P132
所有権に基づく返還請求権としての土地引渡し請求権（原告側・被告側主張）	P133~P150
所有権に基づく所有権侵害請求権としての抗告権・登記権請求権（原告側・被告側主張）	P151~P170
詐欺一般	P171~P179
書類	

#### 1 請求の概要

訴訟における請求の概要には、附帯請求（遅延損害金、利息請求権等）についても記載する。主たる請求では、**TはSに対しても売買契約における代金を、附帯請求として遅延損害金(民法575条)の支払いを請求しているため、これらを請求の概要として記載する。**

**Tは、Sに対し、100万円及びこれに対する令和2年10月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。**

#### 2-1 主たる請求の訴訟物

売買契約に基づく代金支払請求権

#### 2-2 附帯請求の訴訟物

附帯請求は、主たる請求に附隨するものではあるが、主たる請求とは別個の請求権となる。

履行選択に基づく損害賠償請求権

#### 3 請求原因事実

民法575条2項本文において、利息請求のためには、目的物の「引渡し」が必要となる。

会員登録不履行の場合、契約の約定がなくとも、出店利用料(民法404条による遅延損害金を請求できる(民法404条本文))。

履行選択に基づく損害賠償を請求するには相手方の債務不履行を主張する必要があるところ、債務の履行に確定期限がある場合(民法414条)、① 確定期限があること、② ①の期限が超過したこと、が要件事実となる。ST異では、代金支払の時期を令和2年10月8日と定め、これを超過

## 過去問解説講座 使用教材

第1回からの  
全ての過去問を網羅!

詳しい解説で応用力を磨き、  
対策講座テキストと併せて合格力を付ける!

## 簡裁訴訟代理等能力認定検査対策講座 過去問解説講座 問題編

第1回認定検査問題（平成15年1月【改訂】）	P1~P4
第2回認定検査問題（平成15年2月【改訂】）	P5~P10
第3回認定検査問題（平成16年）【改訂】	P11~P16
第4回認定検査問題（平成17年）【改訂】	P17~P22
第5回認定検査問題（平成18年）【改訂】	P23~P28
第6回認定検査問題（平成19年）【改訂】	P29~P34
第7回認定検査問題（平成20年）【改訂】	P35~P42
第8回認定検査問題（平成21年）【改訂】	P43~P50
第9回認定検査問題（平成22年）【改訂】	P51~P58
第10回認定検査問題（平成23年）【改訂】	P59~P66
第11回認定検査問題（平成24年）【改訂】	P67~P72
第12回認定検査問題（平成25年）【改訂】	P73~P80
第13回認定検査問題（平成26年）【改訂】	P81~P86
第14回認定検査問題（平成27年）【改訂】	P87~P92
第15回認定検査問題（平成28年）【改訂】	P93~P98
第16回認定検査問題（平成29年）【改訂】	P99~P106

#### 【 解説 】

##### 小問（1）

SはTに対し金銭を貸し付け、TはSとの当該債務の保証を行っている。TはSには資金返還の報告を行なう。Tには保証債務の履行を請求している。

そのため、Tに対する訴訟は、保証契約に基づく保証債務履行請求権である。また、Sに対する訴訟物は主たる請求に関するものではあるが、消費貸借契約に基づく資金返還請求権であり、附帯請求に関するものではある。

##### 小問（2）

保証契約の要件事実は、①主債務の発生原因、②保証契約の成立、③Sが書面または電子的記録によってされたこと、である。

④につき、主債務は、非清算の定めのない資金返還請求権であるから、請求原因事実1のように導示する。非清算の定めがないため、相当期間の報告と相当期間未満の遅延を挙げれば資金元金の返還を求めることができる。請求原因事実2、3による。4の相当期間の「超過」を挙げるのは、遅延損害金の請求のためである。

なお、「超過」のみを連出し、「遅延」を省略することも可である。

⑤は、請求原因事実3に、④は④による。なお、通常保証である旨は、現段階で主張をしない。被保証人の側が報告や換金の状況を主張してきた場合に、再び主として主張することとなるからである。

##### 小問（3）

「1.一生がまにお金を貰したことについては、私のあざかわ知らないことです。」「2.一二人の間にお金の貸借があったということについては、何も聞いていません。」とのSによる長い分から。

認定検査の出題形式の事例問題に対応できるよう、正確な知識や論点把握の能力を養成します。認定検査対策講座と過去問解説講座で、試験に問われるポイントを必要十分に学ぶことができます。